

宇都宮市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年10月31日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 駒場 昭夫

同 柴田 賢司

# 令和6年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 2 監査対象団体

#### (1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金, 交付金, 負担金その他の財政援助を行っている団体で, 当該援助の目的が団体運営に係るもの (23 団体)

#### (2) 出資法人等

宇都宮市が基本財産, 資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資, 出捐している団体 (10 団体)

#### (3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体 (69 団体)

### 3 監査対象年度

令和5年度

### 4 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第6条に基づき, 市が補助金等の財政的援助を行っている団体, 出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助, 出資その他これらに類する金銭の給付 (以下「財政的援助」という。)に係る出納その他の事務の執行が財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

### 5 重点的に監査する項目の設定

- ・ 指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について
- ・ 財政援助団体における, 規則等に基づく補助金額の確定に係る適正な事務処理について
- ・ 所管課の上記に対する指導・監督について

### 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備監査 令和6年6月17日から7月25日まで (一次)

令和6年9月2日から10月11日まで (二次)

本監査 令和6年10月15日

## 7 監査の実施方法

### (1) 予備監査（一次）

- ・ 前記「2 監査対象団体」のうち、財政援助団体5団体、出資法人等2団体、公の施設の指定管理者17団体を選定した。（別紙参照）
- ・ 対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し、必要に応じ関係職員の説明を受けた。

### (2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

#### ア 本監査対象団体の選定

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ、次の団体を本監査対象団体として選定した。

種 別	財政援助団体
対象団体	特定非営利活動法人 宇都宮市国際交流協会
所 管 課	多文化共生推進課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	宮ビルサービス 株式会社
対象施設	宇都宮市茂原健康交流センター
所 管 課	高齢福祉課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社
対象施設	子どもの家Aブロック（8施設）
所 管 課	生涯学習課

#### イ 監査方法

##### (ア) 予備監査（二次）

あらかじめ団体及び所管課から提出された資料、関係書類をもとに、計算、照合等による予備監査（二次）を行った。

##### (イ) 本監査

本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行について説明を受け、質疑を行った。

## 第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については、次のとおりである。結果における指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反するものである。なお、各表中の数値等の取扱については、面積は整数とし、単位未満を切り捨てて表示した。また、金額は千円単位とし、単位未満を四捨五入して表示した。したがって、内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

### 1 特定非営利活動法人 宇都宮市国際交流協会（市民まちづくり部 多文化共生推進課）

#### (1) 監査対象事項

令和5年度に宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金名	宇都宮市国際交流協会補助金
補助金額	12,251千円

#### (2) 財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市馬場通り四丁目1番1号 うつのみや表参道スクエア5階宇都宮市国際交流プラザ内		
設置目的	市民を主体とした幅広い分野における国際交流・多文化共生を推進し、相互理解と友好親善に努め、宇都宮市の国際化と世界平和に貢献する。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際貢献，国際協力に関する事業</li> <li>・ 国際交流・多文化共生に関する情報資料の収集・提供</li> <li>・ 国際交流・多文化共生に関する研修・講習会及び啓発事業</li> <li>・ 国際交流・多文化共生に貢献できる人材の育成</li> <li>・ 在住外国人，留学生との交流及び相談・支援事業</li> <li>・ 様々な文化が共生する地域づくり事業</li> <li>・ 姉妹友好・文化友好都市をはじめとした世界諸都市との交流事業</li> <li>・ 市民活動団体，登録団体，行政，企業との交流・連携及び協力事業</li> <li>・ 国際交流・多文化共生に係る宇都宮市からの受託事業</li> </ul>		
収支概要 (千円)	区 分	金 額	うち補助金額
	収入総額	55,479	12,251
	支出総額	55,893	12,251
	収支差額	△414	0

### (3) 監査の結果

宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当するものは認められなかった。

### (4) 意見及び要望

#### ア 所管課に対するもの

所管課においては、外国人市民への支援や国際理解、多文化共生に対する意識啓発などの事業を行う当団体の事業運営を支援し、本市の多文化共生の推進に努めている。

今後とも、様々な国籍の外国人市民が暮らしやすくなるよう、多言語による生活ルール等に関する情報の提供や日本人市民と外国人市民が交流する国際交流サロンの開催など、団体の専門性を生かした事業を促進し、外国人市民と共に暮らす共生のまちづくりを、より一層推進されたい。

また、団体が多文化共生をはじめ地域の国際化に関わる市内の民間団体の先導となり、行政との橋渡し役を担う中核的団体としての機能が発揮されるよう、団体との情報共有を密にしながら引き続き支援に努め、より一層の多文化共生の推進に取り組まれたい。

#### イ 団体に対するもの

団体においては、幅広い分野における国際交流、多文化共生の推進のため、国際化に貢献できる人材の育成や、日本人市民と外国人市民が異文化を相互に理解する様々な交流事業等を行うとともに、外国人市民が不安なく生活していけるための相談事業を行っている。

また、本市における外国人市民の数が増加傾向にある中、日本人市民と外国人市民がお互いを尊重しながら安心して暮らせるよう、日本文化の紹介や外国人市民のための日本語教室等の活動を積極的に実施している。

今後とも、団体の果たす役割はますます重要になることから、各イベントでのPRや公式LINE等で団体等の行う事業を幅広く周知するとともに、様々なニーズに対応した事業や民間活動団体等とのネットワーク化による事業の充実を図り、より一層の多文化共生の推進に取り組まれたい。

## 2 宮ビルサービス 株式会社（保健福祉部 高齢福祉課）

### (1) 監査対象事項

令和5年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

### (2) 指定管理の概要

(令和5年度の状況)

施設名	宇都宮市茂原健康交流センター		
所在地	宇都宮市茂原町777番地7		
設置目的	市民の健康づくりと交流の促進を図るとともに、高齢者の生きがいがづくりの形成に寄与するため		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康づくり及び交流の促進に関すること</li> <li>高齢者の生きがいがづくりに関すること</li> <li>その他のセンターの目的を達成するために必要な事業</li> </ul>		
敷地面積	23,066 m <sup>2</sup>	延床面積	3,172 m <sup>2</sup>
施設内容	<p><b>【風呂】</b> 大浴槽2か所，露天風呂2か所，高温サウナ，ミストサウナ，冷水風呂，超音波風呂，寝湯，ジャグジーバス，脱衣所2か所</p> <p><b>【プール】</b> 25mプール，流水プール，子供用プール，更衣室</p> <p><b>【その他】</b> 交流プラザ，リラックスコーナー，機能訓練室，大広間（108畳），ステージ，会議室，レストラン，厨房，事務室</p> <p><b>【附属施設】</b> イベント広場，駐車場（100台），駐輪場1か所</p>		
収支概要	指定管理料		82,256 千円
	利用料金収入		33,262 千円
利用実績 (延べ人数)	134,232 人		

**(3) 指定管理業務の収支状況**

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	115,518			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	2,379	
	計	115,518	計	2,379	117,897
支出の部	施設管理に係る経費	129,444			
	指定事業に係る経費	200	自主事業に係る経費	5,976	
	計	129,644	計	5,976	135,621
収支差額		△14,126		△3,597	△17,724

**(4) 監査の結果**

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当するのは認められなかった。

**(5) 意見及び要望**

## ア 所管課に対するもの

宇都宮市茂原健康交流センターの管理運営については、市民の健康づくりと交流の促進を図るとともに、高齢者の生きがいがづくりの形成に寄与するという施設の設置目的のもと、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課においては、引き続き、高齢者の健康で生きがいのある豊かな生活の実現に向け、高齢者等に学習の機会や世代間の交流の場を提供するとともに、老朽化する施設における安全で安定的な施設運営の観点から重要性の高いものについて優先順位を見極め適時適切な修繕に努められたい。

なお、今回の監査において、指定管理者が行った施設の修繕について、所管課への報告が一部漏れていたことが確認された。所管課においては、指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、報告書の確認を徹底するとともに指定管理者に対する適切な指導・助言に努められたい。

今後とも、所管課と指定管理者とのより一層の連携のもと、当施設が、高齢者の生きがいのある豊かな生活の実現と市民の健康づくりに寄与するとともに、引き続き適切に管理運営されることを望むものである。

## イ 団体に対するもの

指定管理者は、「お客様第一主義」を基本方針とし施設の利用者に楽しく安心して快適な滞在を提供するよう努め、平成 26 年度から当施設の管理運営を行っている。

このような中で、指定管理者は、自主事業として多種多様な運動系教室や文化系教室を実施することにより、施設の付加価値を高め、指定管理者が当施設を管理することとなった平成 26 年度以降、利用者数を大きく増加させた。

令和 2 年度以降においては、新型コロナウイルス感染症に伴う全館休止やクリーンパーク茂原の火災における風呂・プール休止などの外部要因により、利用者数は従前と比べ減少したものの、新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類感染症となった令和 5 年 5 月以降は、インスタグラム等の SNS を活用した情報発信を開始するなど、指定管理者が新たな広報の手法を取り入れ、利用者の回復と新規利用者の確保に努めている様子が見受けられた。

なお、今回の監査において、指定管理者が行った施設の修繕について、所管課への報告が一部漏れていたことが確認された。当施設は設置から既に 20 年以上が経過していることにより、今後においても施設の修繕が多数発生することが予測される。このため、所管課が施設の現状や管理状況を的確に把握することができるよう、施設の修繕に係る報告の徹底に努められたい。

今後とも、指定管理者においては、「お客様第一主義」の基本方針に基づき、これまでに培った豊富な経験を生かしながら、更なる利用者の回復と新規利用者の確保に努めるとともに、利用者楽しく安心して快適な滞在を提供することにより、施設の設置目的である高齢者の生きがいと市民の健康づくりに貢献され、引き続き適切に管理運営されることを望むものである。

### 3 シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社（教育委員会事務局 生涯学習課）

#### (1) 監査対象事項

令和 5 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

#### (2) 指定管理の概要

(令和 5 年度の状況)

施設名	子どもの家Aブロック（8施設）
所在地	宇都宮市中央本町1番地29 ほか7箇所
設置目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>児童の育成支援その他子どもの家の運営に関する業務</li><li>施設の利用の許可及び制限に関する業務</li><li>施設、設備及び備品の維持管理等に関する業務</li><li>その他の業務（利用料金等の徴収、ブロック内の管理調整など）</li></ul>

施設内容 (延床面積)	中央小子どもの家 (132 m <sup>2</sup> ) (普通教室, 特別支援教室), 西小子どもの家 (135 m <sup>2</sup> ) (地域開放室 2 室), 築瀬小子どもの家 (216 m <sup>2</sup> ) (独立棟 2 階建て 2 棟), 西原小子どもの家 (162 m <sup>2</sup> ) (西原地域コミュニティーセンター, 普通教室), 今泉小子どもの家 (272 m <sup>2</sup> ) (独立棟 2 階建て 2 棟, 理科室), 泉が丘小子どもの家 (221 m <sup>2</sup> ) (泉が丘地域コミュニティーセンター, 図書室), 宮の原小子どもの家 (150 m <sup>2</sup> ) (体育館併設, 体育館ミーティングルーム), 城東小子どもの家 (251 m <sup>2</sup> ) (城東地域コミュニティーセンター, 独立棟 2 階建て 1 棟)	
収支概要	指定管理料	118,030 千円
	利用料金収入	66,843 千円
利用実績 (延べ人数)	139,204 人	

### (3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理及び指定事業に係る収入	208,854	自主事業に係る収入	0	208,854
支出の部	施設管理及び指定事業に係る経費	208,854	自主事業に係る経費	0	208,854
収支差額		0		0	0

### (4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当するものは認められなかった。

### (5) 意見及び要望

#### ア 所管課に対するもの

子どもの家Aブロック（8施設）の管理運営については、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るという設置目的のもと、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課においては、引き続き、指定管理者と連携しながら、利用を必要とする保護者・児童に対し、適切にサービスを提供していくとともに、多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応することで、サービス内容の充実と質の向上を図られ

たい。

今後とも、指定管理者への適時適切な指導・助言を行うとともに、引き続き、子どもの家が地域に根ざし、放課後等に施設を利用する児童にとって、安全に楽しく過ごすことができる生活の場となるよう取り組まれない。

#### イ 団体に対するもの

指定管理者は、多くの自治体において放課後児童健全育成事業に係る指定管理業務を担っており、施設間情報共有ツールを活用した支援員間の幅広い情報交換や、支援員の知識・専門性を高めるための充実した研修を行うなど、独自のノウハウ等を生かした指定管理業務を行っている。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更となった令和5年5月以降においては、地域のイベントへの参加を徐々に再開したほか、猛暑により外遊びが制限されている中において、動物園と子どもの家をリモート中継で繋ぎ生配信するなど、児童が安全に楽しく過ごすための創意工夫をした取組が行われている。

今後とも、子どもの家を利用する児童に対し、安全に楽しく過ごすことができる生活の場を提供するとともに、地域のイベントや意見交換会を通じて、地域と連携した事業の充実に努めるほか、子どもの家での過ごし方や出来事について、支援員が保護者と必要な情報の共有を行うなど意思の疎通を図り、保護者が安心して児童を預けられる環境づくりに努められない。

No.	所管部局	所管課	団体名	管理施設
財政援助団体				
1	市民 まちづくり部	みんなでまちづくり課	宇都宮市自治会連合会	
2		多文化共生推進課	特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会	
3	保健福祉部	高齢福祉課	宇都宮市老人クラブ連合会	
4		障がい福祉課	宇都宮市障害者福祉会連合会	
5	都市整備部	景観みどり課	公益財団法人グリーントラストうつのみや	
出資法人等				
6	建設部	事業用地課	宇都宮市土地開発公社	
7	都市整備部	景観みどり課	公益財団法人グリーントラストうつのみや	
公の施設の指定管理者				
8	市民 まちづくり部	みんなでまちづくり課	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房	まちづくりセンター
9			中央地域まちづくり推進協議会	中央地域コミュニティセンター
10			東地域まちづくり推進協議会	東地域コミュニティセンター
11			西地区まちづくり推進委員会	西地域コミュニティセンター
12			築瀬地域まちづくり推進協議会	築瀬地域コミュニティセンター
13			西原地域コミュニティ協議会	西原地域コミュニティセンター
14			昭和地域まちづくり推進協議会	昭和地域コミュニティセンター
15			錦地域まちづくり協議会	錦地域コミュニティセンター
16			宮の原地域まちづくり推進協議会	宮の原地域コミュニティセンター
17			生活安心課	栃木県造園建設業協同組合
18	保健福祉部	高齢福祉課	宮ビルサービス株式会社	茂原健康交流センター
19	教育委員会 事務局	生涯学習課	紀伊國屋書店・大高商事共同事業体	東図書館・上河内図書館・河内図書館, 視聴覚ライブラリー
20			シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	子どもの家(Aブロック)(8施設)
21			特定非営利活動法人うつのみやオーリーブ	子どもの家(Bブロック)(6施設)
22			学校法人宇都宮YMCA学園	子どもの家(Cブロック)(7施設)
23			社会福祉法人内木会	子どもの家(Dブロック)(6施設)
24			シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	子どもの家(Fブロック)(7施設)
25			社会福祉法人とちぎYMCA福祉会	子どもの家(Gブロック)(7施設)
26			社会福祉法人内木会	子どもの家(Iブロック)(5施設)
27			シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	子どもの家(Jブロック)(6施設)